

## 新旧対照表

## 【2027年国際園芸博覧会のために使用される展示物品等の税関における取扱いについて（令和6年11月15日財閥第1091号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第6章 輸入品に適用される輸入規制</p> <p>46 関係法規</p> <p>博覧会において展示等される物品の輸入規制は、主に次に掲げる条約及び法令を根拠とする。</p> <p>(1)～(10) (省略)</p> <p>(11) 家畜伝染病予防法、狂犬病予防法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、水産資源保護法、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律、植物防疫法、<u>大麻草の栽培の規制に関する法律</u>（動植物の輸入）</p> <p>(12)～(19) (省略)</p> <p>57 植物の輸入</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) <u>大麻草の種子</u>（大麻草の栽培の規制に関する法律／所管：厚生労働省）</p> <p><u>大麻草の種子は、厚生労働大臣の許可を受けた発芽不能未処理種子又は厚生労働省地方厚生（支）局の確認を受けた発芽不能処理済種子でなければ輸入してはならないとされている。従って、大麻草の種子を博覧会の会場に搬入しようとするときは、展示等申告書に厚生労働省地方厚生（支）局長が発給する「大麻草発芽不能未処理種子輸入許可書」等を添付しなければならない。</u></p>	<p>第6章 輸入品に適用される輸入規制</p> <p>46 関係法規</p> <p>博覧会において展示等される物品の輸入規制は、主に次に掲げる条約及び法令を根拠とする。</p> <p>(1)～(10) (同左)</p> <p>(11) 家畜伝染病予防法、狂犬病予防法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、水産資源保護法、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律、植物防疫法（動植物の輸入）</p> <p>(12)～(19) (同左)</p> <p>57 植物の輸入</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>（新規）</p>